

令和5年4月5日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する検体採取、ワクチン接種等の取扱いについて (歯科医師等による実施、看護師・准看護師の労働者派遣について)

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
厚生労働省の各種通知に関し、日本医師会より案内がありましたので下記の通りお知らせいたします。
貴会におかれましてはご了承の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

1. 歯科医師による鼻腔・咽頭拭い液の採取の実施、歯科医師・臨床検査技師・救急救命士によるワクチン接種のための筋肉内注射の実施について

上記については、必要な医師や看護師等を確保できない等の一定の条件下であれば、時限的・特例的な取扱いとして、医師法第17条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられるとされてきました。

今般の通知では、現時点での接種回数や令和5年5月以降の状況に鑑み、必ずしも医師や看護師等が確保できない状況ではなくなっているとして、令和5年4月1日以降、時限的・特例的な取扱いを要する状況は脱したとの判断が示されています。

2. へき地以外のワクチン接種会場および臨時の医療施設への看護師等の労働者派遣に関する特例措置の廃止について

上記については、労働者派遣法施行規則附則により特例措置として認められてきましたが、令和5年3月31日をもって廃止されました。ただし、臨時の医療施設への労働者派遣については、入院患者への医療の提供に支障が生じないよう5月7日までは経過措置として認められるとのことでした。

なお、へき地に所在するワクチン接種会場、臨時の医療施設への労働者派遣については今後も可能です。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ/メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで

大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)